

甲種防火管理者【再】講習 義務化

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災をきっかけに消防法が改正され、平成18年4月1日より、一定規模以上の建物の甲種防火管理者の方に再講習の受講が義務付けられました。

次の2つの要件の両方を満たす方は、再講習を受講する資格があります。

1 特定用途防火対象物(以下「再講習義務対象物」という。)であり、かつ、収容人員が300人以上の建物の防火管理者として選任され、現在も防火管理業務に従事している方。

※ 特定用途防火対象物

飲食店、店舗、ホテル、病院、福祉施設など不特定多数の人が出入りする防火対象物をいいます。

※ 防火対象物で権原が分かれている場合(防災管理対象物は除く。)

その収容人員が特定用途防火対象物の部分で30人未満(福祉施設は10人未満)、非特定用途防火対象物の部分で50人未満の防火管理者を除きます。

2 甲種防火管理新規(再)講習(以下「新規講習(再講習)」といふ。)の修了者

※ 講習を受講(修了)していない方や、乙種防火管理者講習を受講した方、特例適用を受けた集会所の防火管理者は該当しません。

再講習対象者の「再講習を受講する期間」

1 防火管理者講習を受講(修了)または再講習の修了日から起算して、4年以上経過してから新たに防火管理者として選任された方は、1年内に再講習の受講が必要となります。

2 上記1以外の方は、新規講習(または最近受けた再講習)の修了日(年度)から起算して、5年度ごとに再講習を受講しなければなりません。

例: 2014年度再講習修了者 ⇒ 2014 + 5 = 2019年度内に再講習の受講が必要

再講習義務防火対象物でありながら、現在選任している防火管理者が
一定期間内に再講習を受講していない場合!

防火管理者が未選任の状態となり、防火対象物定期点検報告特例認定について、特例認定の取消しに該当しますので注意が必要です。

今まで対象者へは、郵送による講習会の案内を行っていましたが、今後は防火管理者自身が市町村広報誌・当ホームページで講習会の日程を確認し講習を受講して下さい。

【お問い合わせ】 弘前地区消防事務組合 予防課 0172(32)5104

【ホームページ】 <http://www.hirosakifd.jp/>